2　前項の請求書には、特定子ども・子育て支援提供証明書（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援提供者

第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款　特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十九条　法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［一～十二　略］

十三　法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準

［十四～十七　略］

（令第十八条第一項の内閣府令で定める者）

第三十五条　令第十八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事（第四十二条、第四十六条及び第五十三条の五において「市町村長等」という。）が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

［節名を削る。］

第二款　特定地域型保育事業者

［節名を削る。］

第三款　業務管理体制の整備等

［節名を削る。］

第四款　教育・保育に関する情報の報告及び公表

第二節　特定子ども・子育て支援提供者

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等）

第五十三条の二　法第五十八条の二の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等である施設又は事業を行う者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　施設又は事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所

第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節　特定教育・保育施設

［款名を加える。］

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十九条　法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［一～十二　同上］

十三　法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準

［十四～十七　同上］

（令第十八条第一項の内閣府令で定める者）

第三十五条　令第十八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事（第四十二条及び第四十六条において「市町村長等」という。）が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

第二節　特定地域型保育事業者

［款名を加える。］

第三節　業務管理体制の整備等

［款名を加える。］

第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表

［款名を加える。］

［節名を加える。］

［条を加える。］